

遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について

〔平成26年9月30日付け26経営第948号
農林水産省経営局長通知〕

最終改正 平成31年3月29日付け30経営第3151号

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づく贈与税又は相続税の納税猶予制度（以下「納税猶予制度」という。）の適用を受けている農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。）については、「遊休農地に関する措置の適切な実施及び農地等の贈与税及び相続税の納税猶予制度の運用の適正化について」（平成23年11月7日付け23経営第2099号農林水産省経営局長通知。以下「旧適正化通知」という。）により遊休農地に係る納税猶予制度の適正化を図ってきたところであるが、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）の施行に伴い、今後は下記のとおりのお取り扱いとするので、御了知願いたい。

なお、下記第2の取組については、岩手県、宮城県及び福島県においては東日本大震災からの復旧・復興を優先することとし、実施しなくても差し支えないが、取組の内容については周知いただき、対応可能な地域において自主的な取組がなされるよう御配慮願いたい。

また、これに伴い、旧適正化通知を廃止し、旧適正化通知を引用する「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）を別紙のとおり改正するので、併せて御了知願いたい。

これらのことについては、国税庁と協議済みであることを申し添える。

以上、貴局管内県知事に対して、貴職から周知をお願いする。

第1 遊休農地に関する措置の適正な実施について

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という）第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づく贈与税又は相続税の納税猶予制度（以下「納税猶予制度」という。）は、贈与又は相続若しくは遺贈（以下「贈与等」という。）により取得された農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農地（法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する法第2条第1項に規定する農地を含む。）をいう。以下同じ。）が適正に農業の用に供されることを前提とした特例措置であるため、その適正な運用を確保する観点から、納税猶予制度の適用を受けている農地（以下「特例農地」という。）に対する法第4章に規定する遊休農地に関する措置（以下「遊休農地に関する措置」という。）については以下に留意すること。

1 特例農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議の勧告及び所管税務署長に対する通知

特例農地については、法第36条第1項の規定による勧告又は租特法第70条の4第1項第1号若しくは第70条の6第1項第1号の規定による通知（以下「勧告等」という。）があった場合に贈与税及び相続税の納税猶予に係る期限（以下「納税猶予期限」という。）が確定するため、納税猶予制度の適正な運用を確保する観点から、勧告等を確実に行う必要がある。

また、特例農地に係る勧告等の手続については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当該農地について、法第36条第1項各号のいずれかに該当することが確認できる場合には、早急に勧告等を実施すること。
- (2) 利用意向調査（法第32条第1項又は第33条第1項の規定による法第32条第1項に規定する利用意向調査をいう。以下同じ。）を行う場合には、当該特例農地の所有者に対し、法第36条第1項各号のいずれかに該当し、勧告等が行われたときは納税猶予期限が確定する旨を明示すること。
- (3) 利用意向調査を行った後、必要に応じ、法第34条の規定による利用関係の調整を行うこと。
- (4) 勧告等を実施する場合には、当該特例農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第3項に規定する農地中間管理事業（以下「農地中間管理事業」という。）の事業実施区域内に所在するか否かに応じて、以下のとおり実施すること。

ア 農地中間管理事業の事業実施区域内に所在する場合

「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）の第3の6に留意しつつ法第36条第1項の規定による勧告を実施すること。

イ 農地中間管理事業の事業実施区域外に所在する場合

租特法第70条の4第1項第1号又は第70条の6第1項第1号の規定に基づき、所在地の所轄税務署長に対して、法第36条第1項各号のいずれかに該当する旨通知すること。

その際、当該特例農地の所有者に対して、税務署長に対する通知を行った旨を付録1により通知すること。

- (5) 農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあつては市町村長。以下同じ。）は、所轄税務署長から勧告等の実施に係る情報の提供を求められた場合には、市町村の個人情報保護に関する条例に抵触しない範囲でその求めに応じること。
- (6) 農業委員会は、原則として、勧告等を行う日の概ね1ヶ月前に（当該日までの期間が1ヶ月未満である場合は、速やかに）勧告等を行う日が迫っている旨の書面を付録2により当該特例農地の所有者に交付すること。

2 耕作の放棄による納税猶予期限の確定の取扱い

耕作の放棄による納税猶予期限の確定は、贈与等の時期により、以下のとおり制度上の扱いが異なることに留意し、特例農地の管理に当たっては、その区分を明確にすること等により納税猶予期限の確定に係る手続に遺漏がないようにすること。

- (1) 平成17年4月1日以後に行われた贈与等に係る特例農地については、勧告等があった場合に納税猶予期限が確定する。
- (2) 平成17年3月31日以前に行われた贈与等に係る特例農地については、原則として耕作の放棄によっては、納税猶予期限は確定しないが、同日前に行われた贈与又は相続若しくは遺贈に係る農地のうち、租特法第70条の4の2第1項又は第70条の6の2第1項に規定する特定貸付け若しくは租特法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項3号に規定する農園用地貸付けを行い、租特法第70条の4の2、租特法第70条の6の2又は租特法第70条の6の4に規定する特例の適用を受けた受贈者又は農業相続人の所有する特例農地については、(1)と同様、勧告等が行われた場合に納税猶予期限が確定する（租特法第70条の4の2第10項、第70条の6の2第3項、租特法第70条の6の4第7項）。

3 所轄税務署長への通知

租特法第70条の4第36項又は第70条の6第41項の規定に基づき、勧告等を行った場合に農業委員会が行うこととされている所轄税務署長への通知（以下「対税務署長通知」という。）については、以下のことに留意すること。

- (1) 対税務署長通知は、租特法の規定により納税猶予期限の確定に係る事実を知った農業委員会が必ず行わなければならないこととされている事務であり、当該事務を適切に行わない場合、法令違反となること。
- (2) 法第36条第1項の規定による勧告を行った日から著しく遅延して対税務署長通知がなされた場合であって、納税猶予の適用を受けていた者が当該勧告があった日から2ヶ月を経過する日までにその猶予に係る税額を納付することができなかつた場合は、その遅延した期間に応じて延滞税が生じることとなること。
このため、当該勧告があった場合は、農業委員会は対税務署長通知を速やかに行う必要があること。
- (3) 租特法第70条の4第1項第1号又は第70条の6第1項第1号の規定に基づき所轄税務署長に通知しているときは、対税務署長通知は不要であること。

第2 納税猶予制度の適正化に向けた取組について

1 適正化対象地の把握等

(1) 適正化管理台帳

全ての農業委員会は、旧適正化通知の第2の1により管理している適正化対象地（遊休農地など農地として適切に利用されていない特例農地をいう。以下同じ。）及び利用状況調査等を通じて新たに把握した適正化対象地について、別紙様式1の例により必要な情報を整理し、台帳（以下「適正化管理台帳」という。）を整備するものとする。

ただし、農地台帳を活用して適正化対象地の管理を行う場合には、農地台帳をこれに代えることができる。

(2) 留意点

農地台帳を活用して適正化対象地の管理を行う場合は、3の(1)のアによる都道府県知事に対する適正化の状況の報告に必要であるため、以下の事項について必ず記録・整備すること。

ア 適正化対象地の面積及び区分（農地、非農地又は農地以外に転用された土地の別）に関する事項

イ 遊休農地に関する措置の状況に関する以下の事項

(ア) 法第35条第2項の規定による農地中間管理権の取得に関する協議の結果

(イ) 法第36条第1項の規定による勧告に係る協議の結果

(ウ) 法第37条の規定による農地中間管理権の裁定申請の年月日及び裁定の状況

ウ 第1の2（耕作の放棄による納税猶予期限の確定の取扱い）の(1)又は(2)の区分に関する事項

エ 対所轄税務署長通知の発出年月日及び通知に係る事由

オ 適正化対象地の処理状況に関する以下の事項

(ア) 適正化対象地が解消された土地の面積及び解消の時期

(イ) 納税猶予期限の確定処理の有無（当該期限の確定前に猶予に係る税額が免除となった場合には、その事実）

また、所轄税務署長から適正化対象地に係る情報の提供を求められた場合には、農業委員会は、市町村の個人情報保護に関する条例に抵触しない範囲でその求めに応じるものとする。

2 農地以外に転用されている場合の取扱い

農業委員会は、特例農地の転用（法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して行われたものを含む。）の事実を把握した場合には、納税猶予期限の確定事由に該当する可能性があるため、直ちに、以下のとおり対応するものとする。

(1) 法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可に係る事案である場合については、当該許可の権限を有する者に所轄税務署長に対する通知を行ったかどうかを確認し、当該通知が行われていない場合は直ちに行うよう要請することとする。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合については、当該農業委員会から直ちに所轄税務署長への通知を行うこととする。

3 適正化の状況の報告等

(1) 適正化の状況の報告

ア 農業委員会から都道府県知事への報告

農業委員会は、遊休農地に関する措置の実施等について、適正化管理台帳（農地台帳を活用して適正化対象地を管理する場合は、農地台帳）に処理の経過を記録するとともに、3月、6月、9月及び12月の各月末日における状況を取りまとめて、当該各月の翌月15日までに別紙様式2により都道府県知事に報告するものとする。

なお、6月末日及び12月末日における状況については、直近の報告内容と変更がない場合には、別紙様式2による報告に代え、変更がない旨を都道府県知事に報告することとして差し支えない。

イ 都道府県知事から地方農政局長等への報告

アの報告を受けた都道府県知事は、3月、6月、9月及び12月の各月末日における状況を取りまとめ、それぞれ、当該各月の翌月末日までに別紙様式3により地方農政局長（北海道知事にあつては経営局長、沖縄県知事にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という）に報告するものとする。

(2) 改善の要請等

ア 改善の要請

都道府県知事は、遊休農地に関する措置が適切に実施されていないなど取組が不十分であると認められる農業委員会がある場合は、当該農業委員会に対し、その取組の改善に関する計画を作成し、自らこれを公表すべきことを要請するものとする。

また、地方農政局長等は、当該要請がなされるべき農業委員会が存するにもかかわらず都道府県知事がこれを行わない場合は、都道府県知事に対して、当該要請をすることを求め、又は都道府県知事に代わって自らその農業委員会に当該要請をするものとする。

イ 公表等

地方農政局長等又は都道府県知事は、農業委員会に対し、アの要請を行った場合は、当該要請を行った旨及びその農業委員会の名称をホームページ等において公表するものとする。

(3) 適正化状況の検証

地方農政局長等又は都道府県知事は、適正化対象地が多数存在した地域等において、遊休農地について大幅に農業上の利用の増進が図られたなど、目覚ましい成果が見られた地域がある場合は、優良事例として他の地域の参考とするため、現地調査を行い、その取組の検証を行うものとする。

4 その他

(1) 適正化対象地のうち、既に非農地になっているものについて

適正化対象地のうち、旧適正化通知第2の4により管理していたものは、納税猶予の期限の確定又は所有者の死亡等による贈与税又は相続税の免除までの間、適正化管理台帳により管理することとする。

(2) 農地中間管理機構が借り受けている特例農地の取扱いについて

機構法第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）が同法第20条の規定に基づき、特例農地に係る農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をした場合は、法第32条による利用意向調査の対象外とされ、納税猶予の期限を確定することができないことから、農地中間管理機構は当該農地の所有者と協議の上、賃借から使用貸借への切替えを行うなど、納税猶予制度の適正な運用を確保するために適切な対応を行うものとする。